

博論要旨 新版

本論文の目的は、ソーシャル・イノベーションの実践に着目した新たな分析視角を提示することで、倫理的実践としてソーシャル・イノベーションを捉えなおすことにある。

本論文の問題意識は、ソーシャル・イノベーション研究が「社会企業家＝倫理的な存在」という図式をアприオリにすることで、ソーシャル・イノベーションの具体的実践を見失わせてきた結果、非倫理的実践としてのソーシャル・イノベーションを生み出してきたことにある。本論文が主題とするソーシャル・イノベーションは、社会問題を解決するための、これまでにはない新たな主体として社会的企業・社会企業家を定義し、「社会的企業・社会企業家とはいかなる主体か」、「社会的企業・社会企業家はいかにして社会問題を解決に導くのか」という観点からソーシャル・イノベーションを捉える理論的・経験的研究の蓄積が行われてきた (eg., Defourny, 2001; Dees, 1998; 藤井・原田・大高, 2013; 谷本・大室・大平・土肥・古村, 2013)。これらの研究蓄積に共通するのは、社会問題を生み出す既存の関係構造の負の側面から脱却した社会的企業・社会企業家を無条件に倫理的な存在として位置付け、それを根拠としたソーシャル・イノベーションの実現を記述していることである。そのため各主体が倫理的であるソーシャル・イノベーションに協力することは当然視され、参加した主体をソーシャル・ビジネスに組み込む社会的企業・社会企業家の具体的な実践に注目した議論は十分に行われていない (eg., Nicholls and Cho, 2006; 木村, 2015)。その結果、無根拠に社会的企業・社会企業家の倫理性を前提とする記述は、Khan, Munir and Willmott (2007) や Karim (2008) が指摘するように、社会問題を利用して私的利益の追求を図る非倫理的実践としてのソーシャル・イノベーションを覆い隠し、社会問題を深刻化させる危険性を孕んでいる。

このようなソーシャル・イノベーション研究に対して、経営倫理研究の立場から Dey and Steyaert (2012) は、社会企業家がなぜ倫理的でありうるかを、あまりに楽観的に、もはやイデオロギーとして認識前提にしていることを問題視する。経営倫理研究における実践的転回 (practical turn) を理論的基盤とする

彼らは、社会企業家の倫理性はア priori に規定するのではなく、具体的な行為の次元からしか把握し得ないと指摘する (p.629)。そこで本論文は、社会的企業・社会企業家の倫理的実践からソーシャル・イノベーションの把握を試みていく。

まず、経営倫理研究の実践論的転回を試みる岩田 (2016) が理論的基盤とする Dewey (1891) のプラグマティズムに着目していく。Dewey (1891) は真の共同体を作るという信念を倫理の基礎に掲げ、環境への適応として倫理的態度を捉えている。人びとは既存の共同体である道徳的環境に適応していくことで、道徳的自己満足を得るとともに、まだ見ぬ真の共同体を作るという信念のもとで、この道徳的自己満足と社会的満足を一致していく動機と能力を獲得し、コミュニケーションを通じた協働的所産として社会的満足を得る新たな共通善を作りあげていく (岩田, 2016, 21-25 頁)。Dewey の主張する道徳的環境への適応としての倫理的実践とは、一方で道徳的環境のもとで倫理的であろうとする主体化と能力の獲得を、他方で倫理的主体と化した人々の相互コミュニケーション行為によって再生産される道徳的環境を捉えていくという、固有の理論的視座を有している。このことを踏まえて岩田 (2016) は、実践としての経営倫理とは、一方で先行する制度的環境から主体化され、能力を獲得する企業や経営者に注目し、他方で彼らがステイクホルダーとの相互コミュニケーションを通じて制度的環境を再生産していく一連の行為を倫理的実践として捉える固有の理論的視座を有していると指摘する。

この理論的視座の下でソーシャル・イノベーションは、次のような現象として捉え直すことができる。社会問題は、政府、市場、コミュニティといった道徳的環境を再生産していく一連の実践が生み出す社会的な不利益である。であるならば、ソーシャル・イノベーションは、社会問題を生み出す道徳的環境の再生産に介入し、新たな倫理的実践を生み出すことで道徳環境の変革をもたらす現象と言える。社会的企業・社会企業家は、既存の道徳的環境と対峙し、ソーシャル・ビジネスという新たな実践を生み出すことで自らを主体化し、社会問題を解決可能な新たな実践を各主体に行わせていくことで、ソーシャル・イノベーションを実現していく。ソーシャル・イノベーション研究は、彼らが既存の道徳的環境において主体化された各主体に対して、ソーシャル・ビジネスへと再編成していく実践を分析する必要がある。そのためには、社会問題を生み出す一連の権力作用に介入していく実践に注目する必要があると言える。そこで本論文では、

Dey and Steyaert (2012) がソーシャル・イノベーションの実践的転回を捉える方法として注目した、Foucault の一連の議論から、ソーシャル・イノベーションを捉える新たな分析視角を探索していく。Foucault (1975) は『監獄の誕生』(原題: *Surveiller et punir; Naissance de la prison*) において、装置としての監獄に注目していくことで、権力と主体化の関係を議論している。Foucault (1975) が着目したのが、規律と訓練である(邦訳 142-143 頁)。規律は、各主体に空間的・時間的配置を行い、そこで各主体はそのポジションに合わせた訓練が行われる。これにより各主体は、自身に与えられた役割を認識し、訓練により養成された能力などを用いて、権力関係にとって望ましい所産を作り出していく。Foucault (1975) の議論に基づいた時、社会的企業・社会企業家もまた、様々な利害のもとでソーシャル・ビジネスにアクセスを試みる主体を、規律と訓練によりステイクホルダー化していく必要がある。

他方で、Foucault (1975) が注目した監獄は、規律と訓練によって一人一人を内面から管理するシステムである。ソーシャル・イノベーションは、ソーシャル・ビジネスのみで完結するわけではなく、ソーシャル・ビジネスを起点とした行動変容が社会に広がっていくことで、社会問題は解決されていく。であるならば、ソーシャル・ビジネスを起点とした多様な主体に対するより広範な権力作用を分析する必要があると言える。そこで本論文が着目したのが、Foucault (2004) の統治の議論である。人口が内包する各個人の利益追及に対して、統治はそれをより良く行える環境の調整を行なっていくための安全装置を利用する。そうすることで、自然な対象としての人口に対して自然的な調整を行う管理を可能にする(Foucault, 2004, 邦訳, 436 頁)。監獄の誕生の議論は、一個人の倫理的判断に介入していく仕組みとして装置を位置づけてきた。ソーシャル・イノベーションは、社会問題に関わる各主体に対して、その利益追及の再調整を図る実践と言えるだろう。ここで社会的企業・社会企業家は、各主体がよりよく利益追及ができる安全装置を利用していき、各主体の利害を社会問題から切り離し、ソーシャル・ビジネスへと誘導していくことが可能になる。

以上のように Foucault の議論を通じて、ソーシャル・イノベーションを実現していくための具体的な権力行使の実践を捉えることは可能になる。しかしながら、如何に「倫理的」実践としてのソーシャル・イノベーションを実現するのか、その実践を如何に分析するのか、という点を明らかにできていない。そこで本論文は、Foucault (2012) と Butler (1990, 2005) の議論に着目する。

Foucault (2012) は、確証のない真理を人々に強制させていく真理の体制に言及し、これに対する抵抗に倫理的態度を見出す。同様に Butler (2005) は、真理の体制の下で行使される正しさの強要を倫理的暴力として痛烈に批判する。Butler (1990,2005) は、正しさを押し付ける真理の体制に対して、権力関係に準拠しつつも、意図的にその反復をずらしていく「攪乱する反復」と、他者との対話の中で自己を解体し、再創造し続ける対話の実践を「責任＝応答可能性」(responsibility) とし、倫理的暴力へ抵抗する倫理的実践として捉えた。この議論に基づいたとき、ソーシャル・イノベーションとは、社会問題を引き起こす既存の権力関係に対して攪乱する反復によって疑義をもたらし、新たな倫理的実践、反復を生み出す実践と言える。同時に社会的企業・社会企業家は、社会に対する「責任＝応答可能性」として、ソーシャル・ビジネスを再創造し続ける必要がある。社会的企業・社会企業家は、繰り返されるソーシャル・ビジネスの終わらない再創造の実践を通じてでしか、社会的企業・社会企業家足り得ない。

以上の議論に基づいて本論文は、ソーシャル・イノベーションを①真理の体制すなわち支配的な権力関係が不可避に生み出す構造的不利益と対峙する「責任＝応答可能性」から主体化され、事業を構想する社会的企業・社会企業家、②規律を通じた訓練によって他者をステイクホルダーへと変えることで可能になる資源動員、③個々の人々の倫理的判断に介入するのではなく、彼ら独自の利害を満たしつつも支援者や協力者として行動を変容させていく安全装置を利用したソーシャル・イノベーションの普及、④自らの事業の倫理性を担保していくためのソーシャル・ビジネスの解体と再創造、という新たな分析視角を提示した。

この新たな分析視角に基づき、3章では御用聞きによるステイクホルダーへの規律に基づく訓練、4章ではトヨタ自動車による安全装置の構築を通じた各主体の誘導、5章ではアバンティによるソーシャル・ビジネスの解体と再創造に焦点化した事例の分析的記述を行った。

3章の高齢者向けに家事代行サービスを展開する株式会社御用聞きの実例では、御用聞きが5分100円という価格を規律として利用していったことに注目した。御用聞きが提示する価格は、大学生らに対してサービスを提供する責任を付与することで、現場スタッフとして必要な能力を獲得するための訓練を可能にしている。先行研究において各主体をソーシャル・ビジネスのステイクホルダー化していく実践は、ソーシャル・イノベーションの倫理性を基盤に説明がなされ、ソーシャル・ビジネスにおいて必要な能力をあらかじめ備えた、都合の良い

主体が予め配役される形で参加する記述となってしまう（eg., Nicholls and Cho, 2006; 木村, 2015）。その結果、多様な利害を有する参加者が、いかにソーシャル・イノベーションを推進するステイクホルダーになりうるのかについて、社会企業家の行動は「価値の共有」という概念でブラックボックス化されるか、十分な議論が行われてこなかった。これに対して 3 章の事例記述から、社会的企業・社会企業家が規律を構築することで可能となる訓練を通じて、主体が自身に与えられた役割を認識するとともに、訓練により能力が養成されていくことでステイクホルダーへと変容していくことが発見事実として見いだされた。

4 章では、ソーシャル・イノベーションの普及を安全装置という視点からトヨタ自動車のプリウスの事例分析を行った。トヨタ自動車の事例からは、エコカー減税・補助金を安全装置として利用し、各主体の利害を誘導していく実践を発見することができた。先行研究においてソーシャル・イノベーションの普及は、倫理的な存在としての社会的企業・社会企業家を前提とし、彼らが提示する社会的価値を共有可能な、常に都合の良いステイクホルダーの存在を記述してきた。これに対してトヨタ自動車は、エコカー減税・補助金という安全装置を利用することで、当初は環境性能という社会的価値を共有できずプリウスに無関心であった消費者を、エコカー市場の消費者へと変容させていった。他方で、プリウスの環境性に批判的であった環境保護活動家たちに対しては、環境性能という新たな指標の下でモデルチェンジの度にリサイクル性能の向上、環境負荷の低い原材料への変更といった作り込みが行われた。これによりグリーン・イノベーションを目指す環境保護活動家は、プリウスの環境性能を許容し、自らの利害をエコカー減税・補助金を利用したエコカー市場の普及に委ねていく。このように各主体の利害に合わせて安全装置を利用し、それに合わせたソーシャル・ビジネスを展開することで、各主体の行動変容を誘導していったことが、本論文の第二の発見事実である。

5 章におけるアバンティの事例分析では、児童労働の解決のために行なった攪乱と、その権力作用に対する「責任＝応答可能性」として震災復興の解決にソーシャル・ビジネスを展開していく実践を分析することができた。アバンティは、オーガニックコットンを事業化するためにトレーサビリティを確立させたことで、アパレル産業が低価格で原綿を買い取ることで生まれる貧困を背景とする児童労働問題と対峙する。そこでアバンティは、現地で児童労働の解決に向けた

活動団体と協力し、綿花農場から適正価格で原綿を買い取るソーシャル・ビジネスを展開していった。他方で、アバンティが展開するソーシャル・イノベーションに期待する主体の存在が、アバンティを新たな社会問題、震災問題へと接続していく。被災地で活動する NPO から、震災復興に向けたソーシャル・ビジネスを請われたアバンティは、塩害の被害を受けた農地でオーガニックコットンを栽培させ、それを買い取るソーシャル・ビジネスを新たに展開していった。児童労働の解決を目指したソーシャル・ビジネスは、震災復興という新たな社会的価値をも内包するソーシャル・ビジネスへと再創造されていった。この多様なステイクホルダーへの責任＝応答可能性から、ソーシャル・イノベーションを解体・再創造していくことで、アバンティが社会的企業としての倫理性を確保し続けていったことが、本論文の第三の発見事実である。

以上の発見事実から見いだされる本論文の理論的貢献は、以下の通りである。

先行研究は、ソーシャル・イノベーションという現象に対して倫理的か否かで、全く異なる視点から分析を図りながらも、どちらの研究領域でもソーシャル・イノベーションの具体的実践を明らかにできていないという共通の理論的課題を抱えてきた。この理論的課題に対して本論文は、ソーシャル・イノベーションを、社会問題を生み出す真理の体制に対して、その権力作用に疑義を生み出す攪乱する反復により解決を図る実践として捉えている。しかし、ここで留意すべきは、Butler が批判したのは倫理的暴力という実践であり、真理の体制そのものではないことである。彼女が目指したのは、真理の体制に疑義を見いだすことで、よりよい真理の体制、生き方を問い続けることにある。この問い続けるという実践、他者との対話を通じた終わりなき解体と再創造に、彼女は倫理性を託したのである。であるならば、ソーシャル・イノベーションもまた、より良い真理の体制のあり方を問い続ける主体によって形成される現象に他ならない。そこには、既存の真理の体制がもたらす権力作用と、それを攪乱する形で行使される社会的企業・社会企業家の権力作用のせめぎ合いがある。本論文は、倫理的か否かという視点でソーシャル・イノベーションを捉えるのではなく、権力作用としてその現象を捉えてきた。

この権力作用への注目とは、ソーシャル・イノベーションの具体的実践を権力行使として明らかにするとともに、倫理的実践としてのソーシャル・イノベーションの把握も可能にしている。本論文が明らかにしたように、社会的企業・社会企業家は、ソーシャル・ビジネスそのものを権力関係と捉え、「責任＝応答可能性」

のもとで解体と再創造を繰り返して行かなければならない。この解体と再創造は、ソーシャル・イノベーション研究におけるイデオロギー化された社会的企業・社会企業家の記述を回避し、テキスト記述から社会的企業・社会企業家の倫理性のあり方を問うていく記述のあり方を示した。ソーシャル・イノベーションを実現する具体的実践を権力行使の観点から捉えることで、社会的企業・社会企業家の倫理性を前提とする記述から脱却し、倫理実践としてのソーシャル・イノベーションの新たな分析の道を切り拓いたことに、本論文を通じたソーシャル・イノベーション研究への理論的貢献があると考えられる。